

# 山形県の高規格幹線道路・地域高規格道路の整備状況

継続

令和2年2月6日現在

【区間毎の延長は、実延長で記載】



**凡例**

高規格幹線道路	
高速自動車国道	
供用区間 (有料道路)	■
供用区間【直轄高速】	■
整備計画区間【事業中】	■
有料道路方式	■
直轄高速方式	■
未事業化区間	■
高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路	■
供用区間 (有料道路)	■
供用区間	■
事業中区間	■
地域高規格道路	
計画路線	●●●●
供用区間	■
事業中区間	■
整備区間	●●●●
調査区間	●●●●
候補路線	▲▲▲▲

**高速道路整備の進捗状況** 令和2年1月15日現在

	全国 ※1		東北6県 ※2		山形県	
	延長 (km)	供用率	延長 (km)	率 (%)	延長 (km)	率 (%)
予定路線延長	11,520		1,882		341	
供用延長	10,094	88%	1,714	91%	259	76%

**地域高規格道路整備の進捗状況** 令和2年1月15日現在

	全国 ※3		山形県	
	延長 (km)	供用率	延長 (km)	率 (%)
路線指定延長	6,960		100	
供用延長	2,603	37%	29	29%

道路整備課 高速道路整備推進室  
TEL 023-630-2403

# 道路改築事業費

― 防災・減災に向けた道路の機能強化と災害発生時における対応の迅速化 ―

## ～ 主要地方道大江西川線(貫見(2)工区)～

### 1 事業概要

当該路線は、一級河川月布川つきぬのがわの河岸沿いを通過するルートが大部分を占め、地形的に落石等要対策箇所が多く点在し、冬期間においては雪崩発生なだの危険性が高い等の影響もあり、通行が危険な状態となっている。また、本区間は、バス路線でもあるが最小幅員が3.5m程度で車両のすれ違い困難な状況であることから、安心安全な通行のため、バイパスの整備を行い、危険箇所の回避と十分な幅員の確保を図るものである。

なお、事業区間約1.3kmのうち約0.5kmが部分供用済みであり、令和2年度にさらに約0.5kmを部分供用予定である。



### 2 事業内容

区 間：西村山郡大江町貫見にしむらやまぐんおおえまちぬくみ～沢口地内さわぐち

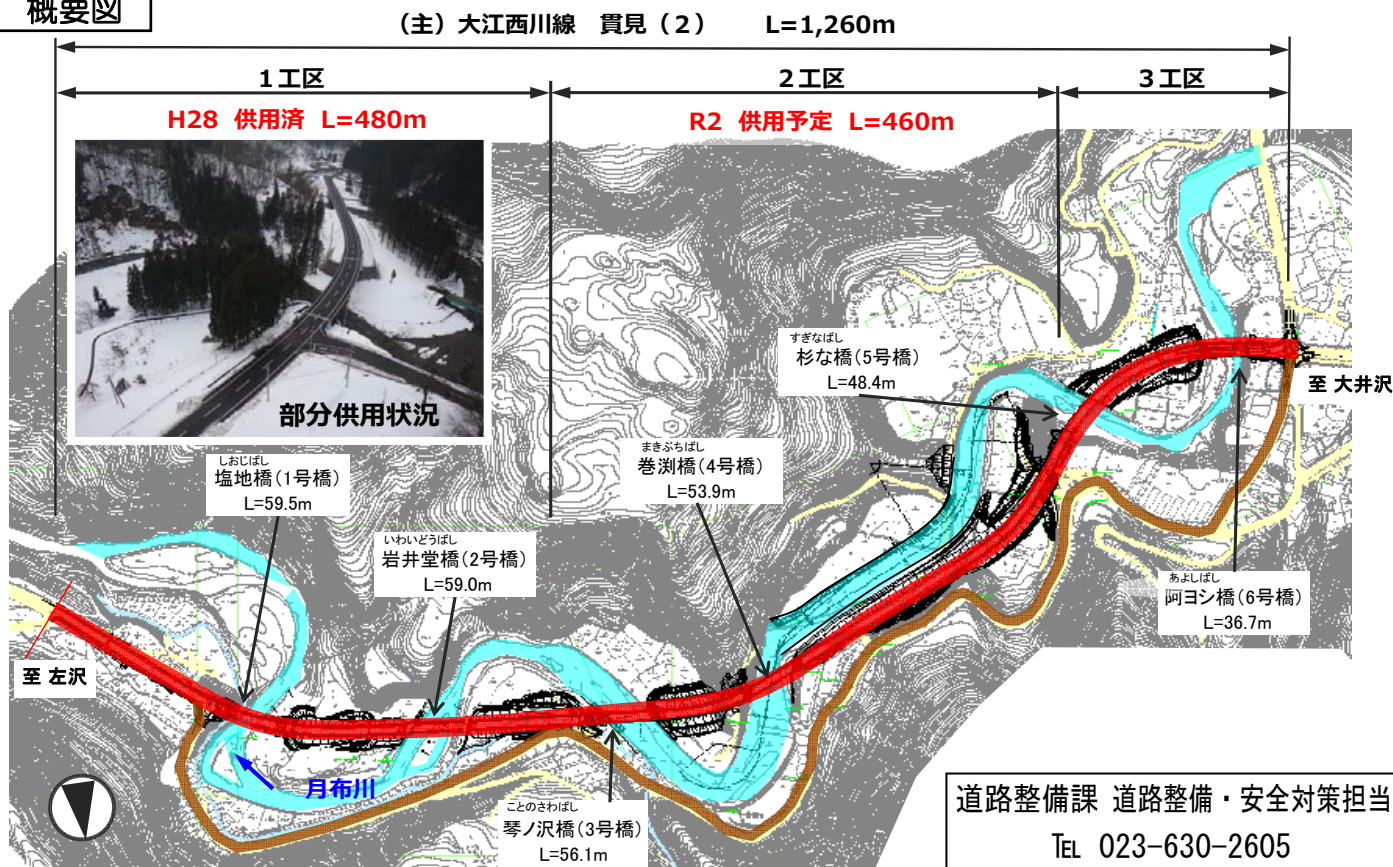
延 長：L=1,260 m

幅 員：W=6.0(8.5)m



現道の危険箇所

### 概要図



# 道路改築事業費

～ 令和2年度の事業完了予定箇所 ～

○ 令和2年度の事業完了予定箇所

令和2年度は鶴岡市街地から出羽三山神社や月山等を結ぶ主要地方道鶴岡羽黒線の「羽黒山バイパス」をはじめ、5箇所事業完了を予定している。

**<代表事例> 令和2年度事業完了予定 (主)鶴岡羽黒線 羽黒山バイパス**

**1 事業概要**  
 主要地方道鶴岡羽黒線は、羽黒山へ鶴岡市街地方面からアクセスする唯一の道路であるが、本区間の現道は幅員が狭いうえ、急カーブが連続する未改良の道路となっている。本区間の整備により安全で円滑な通行を確保するとともに、観光振興などの地域活性化にも資するものである。

**2 事業内容**  
 区間：鶴岡市<sup>つるおか</sup>羽黒町手向<sup>はぐるまちとうげ</sup> 地内  
 延長：L= 3,220 m 幅員：W=12.0m

表一1 令和2年度の事業完了予定箇所

番号	路線名	工区名	箇所名	延長	幅員	備考
1	(主)寒河江村山線	松沢橋	東根市松沢	1,250m	12.0m	橋梁架替・I Cアクセス
2	(一)大塚米沢線	大塚	川西町大塚	280m	8.5m	現道拡幅
3	(主)鶴岡羽黒線	羽黒山	鶴岡市手向	3,220m	12.0m	バイパス整備
4	(主)余目温海線	温海	鶴岡市温海	267m	10.0m	現道拡幅
5	(一)田沢下新田線	山元(2)	酒田市山元	1,300m	7.0m	現道拡幅

道路整備課 道路整備・安全対策担当  
 TEL 023-630-2605

# 「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費

## 1 事業概要

「やまがた道の駅ビジョン2020」に基づき、「道の駅」の魅力アップを図るため、設置者(市町村)が行う施設整備等への支援を行う。

### ビジョンにおける 2020 年代初頭までの目標

【基本目標】「道の駅」の数 ⇒18 駅から 30 駅程度に

【主な取組み】「山形らしい道の駅」としての魅力アップ

- ・全駅でトイレを洋式化(高機能化)
- ・全駅で大型モニター等による道路情報等の提供
- ・全駅に観光案内所(観光案内スペース)を設置
- ・RVパーク(車中泊専用スペース)の整備

## 2 事業内容

### (1) 「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費補助金

設置者(市町村)が「やまがた道の駅ビジョン2020」に掲げる「山形らしい道の駅」に向けて施設を整備する場合に補助金を交付する。

- ・事業期間 平成 28 年度～令和 2 年度 (5 年間)
  - ・補助金額 1 駅当たり単年度 5,000 千円を上限  
事業期間内において①～⑤で 5,000 千円、⑥～⑧で 5,000 千円を上限
  - ・補助率 補助対象①②③⑥⑦及び⑧は 1/2、④及び⑤は 1/3
  - ・補助対象 ①観光案内に関する施設整備  
②通行止め、路面凍結等の情報機器の整備  
③RVパーク(車中泊専用スペース)の整備  
④トイレの改修(既設駅のみ)  
⑤防災設備の整備  
⑥自転車に関する施設の整備  
⑦子育て支援に関する施設の整備  
⑧その他の施設の整備
- 補助を受ける上での必須要件  
(申請時点で未整備の場合)

#### 【実績】

#### 道の駅「たかはた」



改修前



改修後

トイレの改修 和式トイレを洋式(高機能)トイレに改修

#### 道の駅「天童温泉」



防災設備 パルーンライト

### (2) 「道の駅」連携事業


各「道の駅」の連携や質的向上を図るため、講演会等を開催する。

道路整備課 道路企画担当  
TEL 023-630-2626

# 自転車活用推進計画策定事業費

## 1 事業概要

■「自転車活用推進法（H29.5 施行）」に基づき、健康の増進、サイクルツーリズムによる観光の推進、環境への負荷の低減などに資する自転車の活用を推進するため「山形県自転車活用推進計画」を令和元年8月に策定。



平成 29 年 5 月  
自転車活用推進法 施行

➡

平成 30 年 6 月  
自転車活用推進計画 閣議決定

- ◆**自転車の活用を総合的・計画的に推進**することを基本理念とした、**自転車活用推進法** 制定(H29.5.1)  
⇒ 都道府県は、政府の自転車推進計画を勘案し、都道府県自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならない。(法第 10 条)
- ◆国土交通省に「自転車活用推進本部」設置（本部長：国土交通大臣）
- ◆**自転車活用推進計画** 閣議決定（H30.6.8）  
⇒ 都道府県に対し**地方版自転車活用推進計画策定検討を要請**

山形県自転車活用推進計画の策定（R01.8.5）

■「山形県自転車活用推進計画」に基づく施策として、県内外のサイクリストにとって安全で快適な自転車利用を推進するため、山形ならではの自然や景観、おいしい食べ物をはじめ、地域の取組みや利用者のニーズ等を反映した市町村単位では設定出来ない広域的なサイクリングモデルルートを設定し、モデルルートの整備・管理方針、サイクリストの受入環境の方針を示した「**山形県自転車ネットワーク計画**」を令和2年秋を目途に策定する。

サイクリングモデルルートの種類	
<b>基幹ルート</b>	最上川の流れてに沿って、できる限り最上川に近い観光地等と鉄道の駅や道の駅、空港などのゲートウェイを結び、県内を縦断する骨格となるルート
<b>地域ルート</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆初級者から上級者までの多様なニーズ（趣向や日程、費用など）と状況（季節や気候、体力など）にこたえるため、各圏域を代表する出発地と観光地を、あるいは各地域にある観光地との間を自転車で安全に走行出来る路線をネットワークとして結ぶ。</li> <li>◆安全に走行できるだけでなく、ルートそのものが魅力的なサイクリングコースとなるよう、できるだけ景観や休憩施設、観光地へのアクセス性等を考慮し、ラウンド型で結ぶ。</li> </ul>



## 2 事業内容

山形県自転車ネットワーク計画の策定

管理課 県土強靱化推進室  
TEL 023-630-2624

## 道路保全事業費(おもてなし山形周遊支援基盤整備事業)

### 1 事業概要

従来、「自動車と歩行者」の安全な通行に主眼を置いていた県管理道路を『自転車』も安全で快適に通行できる環境につくりかえる。このことにより、自転車を利用した県内周遊の基盤を整備し、観光振興や地域経済の発展につなげる。

### 2 事業内容

#### (1) 県外・海外から観光客を呼び込み、観光振興につなげるサイクリング環境の整備

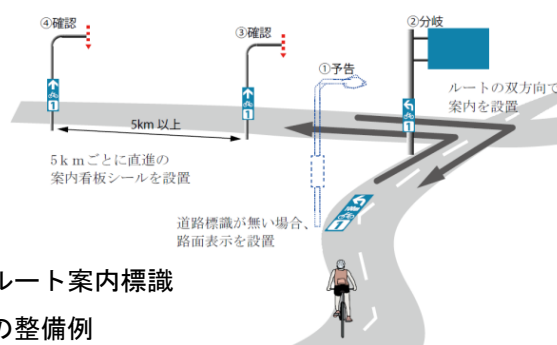
- ・標識類の整備（英字化・ルート案内等）
- ・既設の大規模自転車道のリニューアル
- ・滑りやすい路面、老朽化した路面、支障となる道路横断側溝等の改善

#### (2) 歩行者・自転車・自動車が輻輳している、まちなか自転車環境の改善

- ・カラー舗装、区画線等の整備による自転車通行空間の明確化
- ・歩道、側溝の改良による自転車空間の拡大

#### (3) 雪国独特の堆雪幅の活用等による、郊外の自転車環境の改善

- ・区画線による車道と路肩空間の再配分
- ・安全確保のための保護路肩除草対策（自走式機械の導入等）



ルート案内標識の整備例

(出典：北海道開発局・北海道のサイクルツーリズム推進に向けた検討委員会資料)



(出典：和歌山県自転車活用推進計画)

道路保全課

道路メンテナンス・市町村道担当

TEL：023-630-2608

# 街 路 整 備 事 業 費

～ 山形広域都市計画道路 はたごまちようかまちせん 旅籠町八日町線（本町工区） ～

暮らしと地域を支え、人と環境を大切にするみちづくり  
「中心市街地や都市の拠点機能を高める街路整備」

## 1 事業概要

都市計画道路旅籠町八日町線は、JR山形駅周辺の連携を強化する駅環状道路や商業地へのアクセスを支える都心リングとして位置付けられているが、南方面への一方通行となっていることから、道路ネットワークとしての機能が発現されていない状況にある。

また、当該区間は、2次救急医療施設である山形市立病院へ直結する路線となっていることから、山形県地域防災計画において第1次緊急輸送道路に指定されており、防災上も重要な路線である。

このことから、本事業において、4車線化と一方通行規制解除に併せて電線共同溝による無電柱化を行い、災害時における輸送路の確保と、都市防災機能の強化を図る。

令和2年度は引き続き用地補償を行い、事業の早期完成を目指す。

## 2 事業内容

- 位 置：山形市本町
- 県道名：主要地方道 山形朝日線
- 延 長：L = 306.8 m
- 幅 員：W = 30 m
- 車線数：4車線
- 事業期間：平成26年度～令和6年度



事業進捗状況（R2.1）北から南を望む

- R2 新規予定箇所
- 本町東大町線（酒田市中町）
  - 村山駅東沢線（村山市楯岡）
  - 羽黒橋加茂線（鶴岡市東原町）
  - 赤湯停車場線（南陽市三間通）

県土整備部都市計画課  
（街路・区画整理担当）  
電話 023-630-2586

# 交通安全道路事業費

— 人にやさしく安全・安心な道路整備 —  
～ 一般県道曲川新庄線（金沢工区）～

## 1 事業概要

本区間は、沼田小学校の法指定通学路となっているが、歩道がなく幅員狭小で交通量も多いことから、通学児童が危険にさらされている。また、整備区間東側の国道13号との交差点は渋滞が発生している状況である。さらに、事業区間北側には新庄病院が移転する予定となっており、さらに交通量の増加が見込まれる箇所である。

このため本事業では、道路を拡幅し歩道を設置することにより、安全・安心な道路空間を確保するものである。



## 2 事業内容

区 間：新庄市 金沢地内  
延 長：L = 300m  
幅 員：W = 18.0m



写真1：路肩を歩きながら通学する児童



写真2：歩行者通行状況



写真3：山屋交差点の混雑状況



道路整備課 道路整備・安全対策担当  
Tel 023-630-2605



# 交通安全道路事業費

## — 通学路及び未就学児の移動経路における安全確保 —

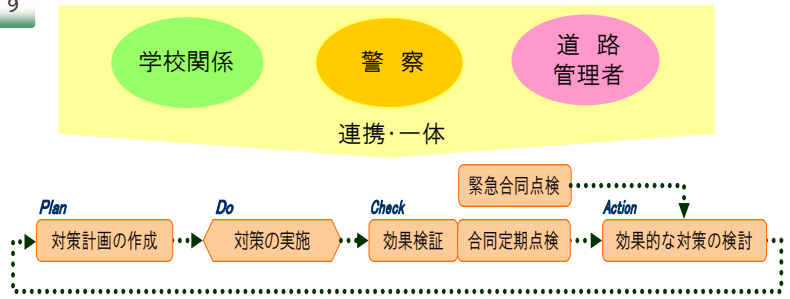
### ■ 事業概要

H24 年春に発生した児童交通死亡事故を受け、「通学路安全確保対策プログラム (H25 年 3 月)」を策定し、毎年、継続して点検と対策を実施しており、令和 2 年度においても、引き続き本プログラムに基づき合同点検及び対策を着実に実施し、通学路の安全確保を図っていく。

また、令和元年度に実施した、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の緊急点検結果に基づき、必要な対策を実施していく。

### プログラム概要と取組事例

関係者が連携した取組みを継続していきます



危険な箇所には緊急的な対策を講じていきます

緊急的な対策は効果検証を行い次の対策に生かしていきます

対策事例 (主)長井白鷹線 白鷹町 荒砥小学校

**路側帯の拡幅・カラー化、ドットラインの設置** 空間分離 速度抑制

対策前

・交通量の多い幹線道路であるが、歩道が無いため危険な状況

対策後

・外側線を移設し、車道幅員を縮小することで、車両速度を抑制  
・路側帯を拡幅、カラー化することで、車と歩行者の空間を視覚的に分離

恒久的な対策として歩道整備も推進していきます

通学児童数が多く、危険性の高い箇所においては、歩道の新設や改善を着実に進めていきます。

冬季においても通学児童の安全確保を推進します

冬季の通学路点検

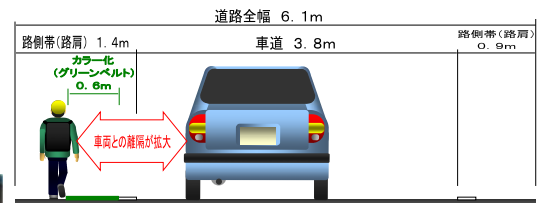


歩道除雪等の徹底



### (一) 長瀬野田線の事例

路肩をカラー化し歩行空間を確保することで、歩行者と車両の離隔が改善されたことが確認できました。



道路整備課 道路整備・安全対策担当  
TEL 023-630-2605

# 都市公園活用推進事業費

～山形県総合運動公園陸上競技場トラック更新～

誰もが安全で安心して利用できる公園施設の提供(公園施設の長寿命化)  
子供の遊び場や防災拠点等、多様なニーズに対応可能な公園施設の整備

## 1 事業概要

山形県総合運動公園の陸上競技場は日本陸上競技連盟(JAAF)より第1種公認陸上競技場(メイングラウンド)及び第3種公認陸上競技場(サブグラウンド)として認定を受けている。これにより、全国規模の陸上競技会を開催することができる。

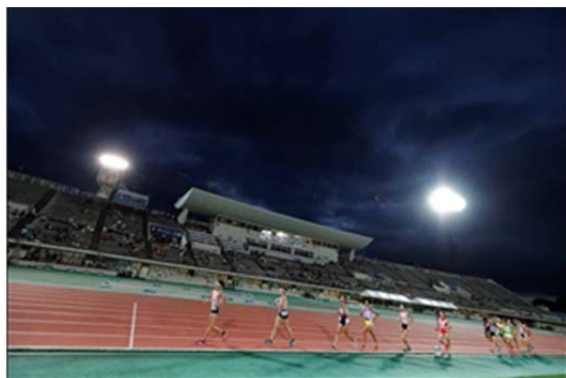
公認を継続するためには令和2年11月までに検定を受ける必要があり、これに必要な施設更新を行うものである。

## 2 事業内容

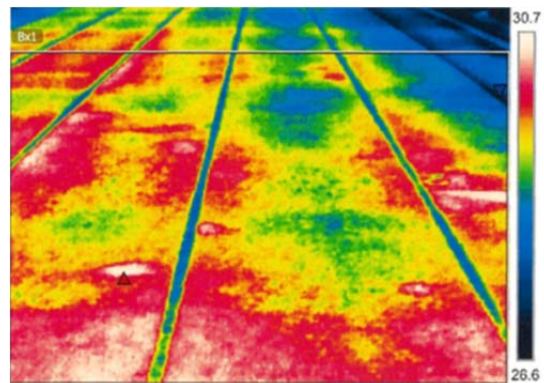
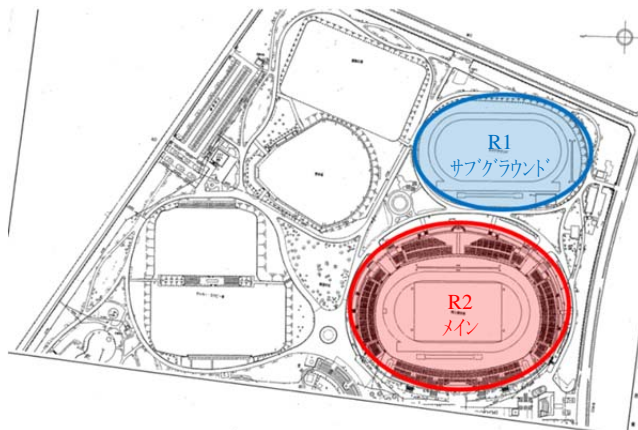
箇 所 名：山形県総合運動公園陸上競技場

整備内容：トラック表面の全面改修(R2:メイン、R1:サブグラウンド)

事業期間：令和元年度～2年度



インターハイ開催(H29.7)



サーモグラフィによる摩耗診断(温度が高いほど摩耗が激しい)

県土整備部都市計画課  
(都市公園担当)  
TEL023-630-3130

# 河川整備補助事業費(最上小国川かわまちづくり)

## 1 事業概要

古から築かれてきた最上小国川の清流としての魅力や価値を継承しながら、地域資源に新たな魅力と価値を加え、川とまちとの良好なネットワークを形成し、地域交流の創出を図り、観光交流などの地域活性化を推進する。

流域全体では「親水」をテーマとし、重点的に活性化を目指す箇所については、「ふれあい」や「憩い」をテーマとしたゾーンを設定し、親水空間の創出を図るとともに、安全・安心な河川整備を実施する。

## 2 事業内容

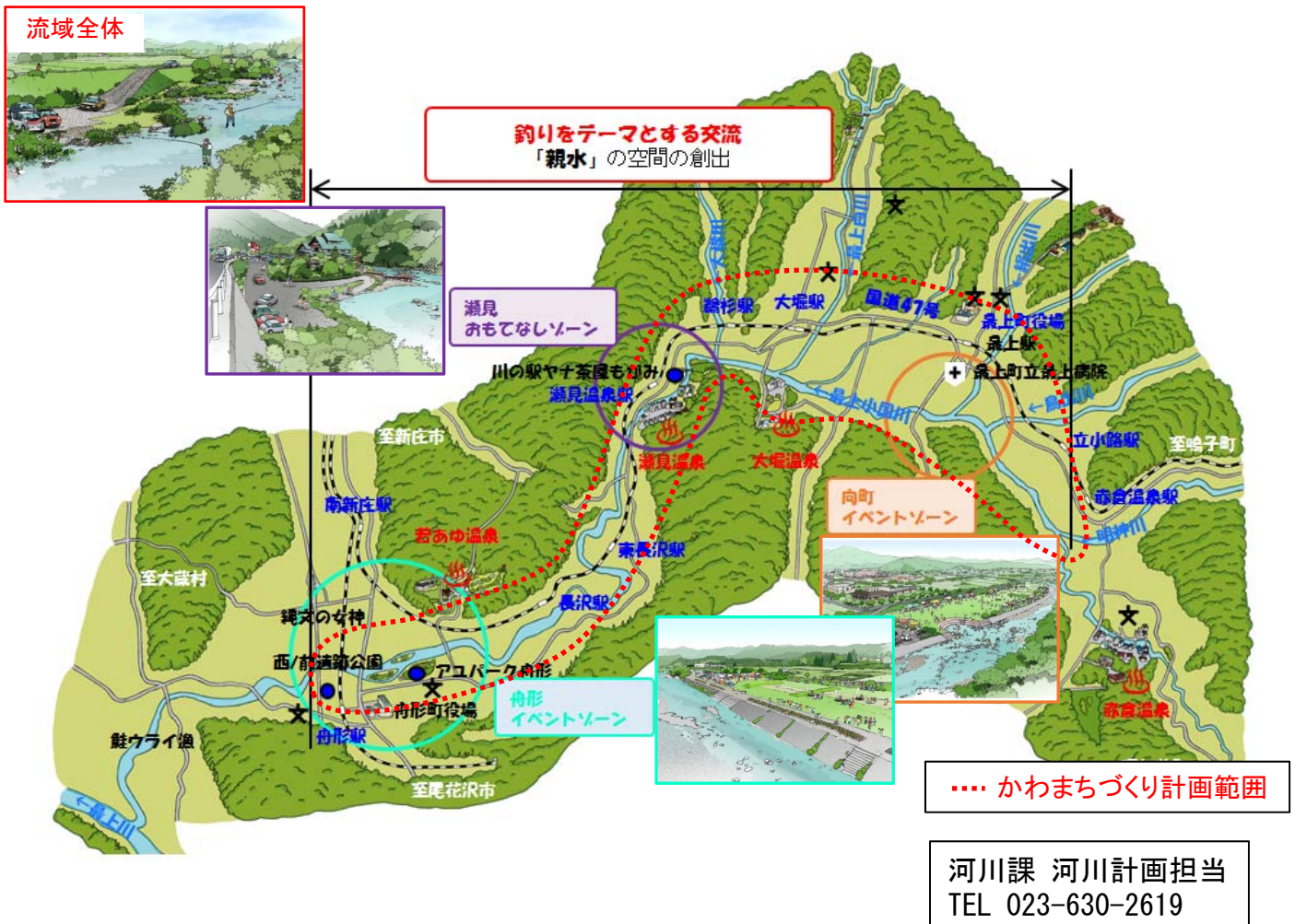
- ◇山形県 : 高水敷整地、親水護岸、坂路（舗装）、管理用通路、スロープ整備、帯工、落差工（魚道含む）、魚道
- ◇最上町・舟形町 : 広場整備、植樹（桜）、案内板、遊歩道（路面案内表示）遊歩道（桜づつみ）、サイクリングロード
- ◇小国川漁協 : ヤナ管理、稚魚放流、河川清掃

### 【ハード】

- ・主に鮎釣り客への利便性や安全性の向上に向けた整備の実施（流域全体）
- ・ゾーニングされたエリアにおける整備の実施（向町、瀬見、舟形）

### 【ソフト】

- ・西ノ前遺跡公園、瀬見温泉といった魅力ある資源を活用するとともに、ヤナ茶屋もがみ、小国川漁協などとの連携による「かわ」を起点とした「まちづくり」を進めていく。



..... かわまちづくり計画範囲

河川課 河川計画担当  
TEL 023-630-2619

# やまがた安心住まいづくり総合支援

～人口減少・空き家の増加に対応した支援の実施～

## 1 事業概要

- (1) 住宅リフォーム、住宅新築及び中古住宅購入に対する支援を継続して実施
- (2) 移住世帯の新築又は中古住宅購入に対する支援を拡充して見直し
- (3) 「空き家」の利活用を促進する取組みを継続して実施

## 2 事業内容

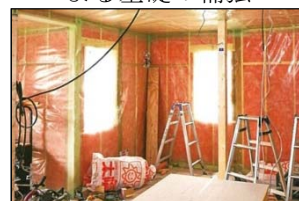
### (1) 住宅リフォーム総合支援事業費 [住宅リフォームへの支援] 【継続】

支援対象工事を含む住宅リフォームについて県が補助金を交付

支援対象工事	世帯要件	補助率・上限額	
		一般	県産木材多用 又は空き家活用
一般型 ①減災・部分補強 ②寒さ対策・断熱化 ③克雪化 ④バリアフリー化 ⑤県産木材使用 ⑥三世帯同居リフォーム	—	10%・12万円	10%・30万円
	三世帯・近居 新婚・多子	20%・30万円	20%・40万円
移住型 ①～⑤	—	20%・30万円	20%・40万円
	新婚・多子	30%・40万円	30%・50万円
耐震 耐震改修	—	25%・40万円	—



【減災・部分補強の例】  
壁に筋交いを設置・RCによる基礎の補強



【寒さ対策・断熱化の例】  
外壁に断熱材を設置

### (2) 山形の家づくり支援事業費 [住宅新築への支援] 【拡充】

質の高い住宅を新築する場合、住宅ローンの利子の一部を県が10年間負担

住宅タイプ	要件	利子補給最大額
寒さ対策・断熱化型 (やまがた健康住宅)	やまがた健康住宅認証	約80万円 利子補給率 0.5%
県産木材多用型	県産木材使用 (100%以上かつ15㎡以上)	
子育て支援型 (三世帯・近居)	三世帯同居・近居世帯	
移住促進型	移住世帯【対象を移住後5年以内に拡充】	約50万円 利子補給率 0.4%
耐震建替型	旧耐震住宅の解体 県産木材使用 (70%以上)	
子育て支援型 (一般)	三世帯・近居を除く子育て世帯 県産木材使用 (70%以上)	



【県産木材を一定割合使用】



【やまがた健康住宅】

### (3) 中古住宅の流通促進・空き家対策推進

#### ○やまがた中古住宅流通支援事業【拡充】

良質な中古住宅を購入する場合、住宅ローンの利子の一部を県が10年間負担

中古住宅タイプ	要件	利子補給最大額
移住促進型	移住世帯【対象を移住後5年以内に拡充】 既存住宅売買瑕疵保険等	約50万円 利子補給率0.4%
一般型	既存住宅売買瑕疵保険等	約25万円 利子補給率0.2%



#### ○中古住宅診断補助【継続】

中古住宅の売買の際に行われる診断に対する補助

#### ○空き家を活用した住替え支援モデル事業の検討【継続】

空き家を生きて世帯向けの住宅等として活用するための取組み

#### ○空き家の利活用を促すためのセミナー【継続】

エリアマネージャーを育成し、空き家の利活用を促進するセミナーの開催

【空き家対策モデル事業での利活用事例】  
遊佐町の空き家を公社が買取り、芸工大のデザイン監修のもと、リノベーション工事を実施した事例

建築住宅課 住まいづくり支援担当  
TEL 023-630-2649